

恵庭市告示第141号

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、次のとおり指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を指定したので、障害者総合支援法第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定により公示する。

令和7年10月21日

恵庭市長 原田



指定した事業所

申請者	名称	医療法人 盟侑会
	主たる事務所の所在地	恵庭市西島松570番地
事業所	名称	相談支援事業所 相談室 めい
	所在地	恵庭市西島松570番地あすなろ101号室
指定年月日		令和7年10月1日
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
事業所番号		0131200503

申請者	名称	医療法人 盟侑会
	主たる事務所の所在地	恵庭市西島松570番地
事業所	名称	相談支援事業所 相談室 めい
	所在地	恵庭市西島松570番地あすなろ101号室
指定年月日		令和7年10月1日
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児
事業所番号		0171200157